

## 対象事業，対象経費，補助率等

	通常支援型	事業認定型
対象者	以下の全てに当てはまる文化芸術活動をする個人又はグループ・団体（法人含む。） <ul style="list-style-type: none"> <li>京都市内に住所地又は団体所在地，活動拠点のいずれかがあるもの</li> <li>京都市内で文化芸術事業を実施した実績を有するもの</li> </ul>	
対象分野	文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された以下の分野 <ul style="list-style-type: none"> <li>文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊</li> <li>映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）</li> <li>雅楽，能楽，文楽，歌舞伎，組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能</li> <li>講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能</li> <li>生活文化（茶道，華道，書道，食文化その他の生活に係る文化）及び国民娯楽（囲碁，将棋その他の国民的娯楽）</li> </ul>	
対象事業	京都市内で実施し，持続可能な文化芸術の振興やSDGsの実現に資するもので，かつ不特定多数に公開する目的で実施される事業 《対象外の例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人のスタジオ改修費</li> <li>団体の事業継続に係る経費（家賃，人件費など）</li> </ul>	
補助対象期間	令和4年1月1日～令和4年3月31日 ※ 年度をまたぐ事業（1事業で2箇年にわたるもの）の申請も可 <sup>(※)</sup>	令和3年4月1日～令和4年3月31日 ※ 事業実施は事業認定日以降とする ※ 年度をまたぐ事業（1事業で2箇年にわたるもの）の申請も可 <sup>(※)</sup>
対象経費	事業実施に要する経費（交通費の特別料金や飲食費等は対象外） ※ 新型コロナウイルス感染症拡大による活動自粛要請等に係る，キャンセル料にも充当可	
補助率	10割	
補助上限	500千円	なし
審査認定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>実現性（事業内容の具体性など）</li> <li>公益性（市民への成果の還元）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共性（文化芸術振興に資するか）</li> <li>発展性（継続的な展開が見込めるか）</li> </ul>
	上記項目で採点（点数化）し，予算内で採択事業を決定	上記の観点の有無の確認
実績報告	活動報告書，収支決算書，補助対象経費の領収書又は支払った金額等が確認できる書類（写し可）	

(※) 令和4年度実施事業については，令和4年度予算の成立が前提（年度ごとに精算）